

平成28年度第2回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会

資料

資料1. 事案の概要

資料2. 古賀市個人情報保護制度事務の手引き（抜粋）

資料3. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について

（国税庁HPより）

資料4. 古賀市介護保険条例（抜粋）

古賀市介護保険要介護認定等情報の開示に関する規則

資料5. 類似案件に係る個人情報開示請求書及び当該請求に対する不開示決定通知書

資料6. 他自治体の条例等

①死者の個人情報の開示等について条例で定めている例

- ・三重県個人情報保護条例（抜粋）… 開示請求に対する開示としている例
- ・相模原市個人情報保護条例（抜粋）… 個人情報の提供としている例

②死者の個人情報の開示等について要綱で定めている例

- ・練馬区死者の個人情報の開示等請求に係る取扱要綱

資料7. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

資料8. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

（厚生労働省）

資料9. 診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省）

「古賀市個人情報保護制度事務の手引き」(抜粋)

(第12条)

- 2 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときに限り開示を請求することができる。
- (1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の開示を請求するとき。
 - (2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報の開示を請求するとき。
 - (3) 死者の配偶者（届出をしないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母が、慰謝料請求権、遺贈等当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報の開示を請求するとき。
 - (4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報の開示を請求するとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が開示の請求を認めるとき。

[趣旨]

本項は、死者にも人格権的利益が一定の範囲で法律上保護されていることから、死者にも保護すべき個人情報があることを認め、相続財産に関する情報や不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、死者の近親者等に極めて関わりが深い情報については、一部の者に開示請求権を認めることを定めたものである。

[解釈及び運用]

- 1 本項は、死者に関する情報を生存している個人と同様に、“個人情報”として保護することを定めたものである。死者にプライバシーが認められるかどうかは別として、死者にも人格権的利益は一定の範囲で法律上保護すべきもの（例えば、死者の名誉毀損（刑法第230条第2項）、著作者の死後における人格的利益の保護のための措置（著作権法第116条）等）とされていることからである。当然、死者は、開示等の請求をする権利主体にはなり得ない。

2 第1号関係（相続財産に関する情報）

- (1) 相続によって死者の財産が相続人である請求者に承継された場合には、請求者は死者と同一の法的地位に立つものであり、相続人に開示請求を認めることは、開示請求権自体が相続人に相続されたということを意味するものではない。

請求者に帰属することが証明された相続財産に関する情報は、被相続人である死者の個人情報であると同時に請求者自身の個人情報でもあると考えられ、相続人に開示請求を認めるものである。

(2) 相続財産の帰属について争いがある場合など、請求者に相続された財産であることが証明されない場合には、開示請求を認めることはできない。

ただし、単に遺産分割協議中であること等の理由により具体的な権利として確定していないだけであって、請求者が相続人としての資格を有していることの証明がなされた場合には、開示請求を認める。

(3) 共同相続の場合など、請求権を有する者が複数存在する場合は、各人平等に取り扱うこととし、請求権を相続人個々に認め、開示は、請求を行った者ごとに開示する。

2 第2号関係（損害賠償請求権等に関する情報）

(1) 不法行為による損害賠償請求権や慰謝料請求権が相続されるか否かについては、学説上争いがあるが、判例（大正15年2月16日大審院第二民事部判決、昭和42年11月1日最高裁大法廷判決）が採用する「相続される」との考え方従う。

(2) 不法行為による損害賠償請求権及び慰謝料請求権に関する死者の個人情報の開示については、請求者が被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等を相続したことが証明された場合には、相続財産の場合と同様に、請求権を認める。

3 第3号関係（近親者固有の慰謝料請求権等に関する情報）

死者の配偶者（内縁関係にあった者を含む。重婚的内縁関係にあった者は含まない。）、子又は父母が生命侵害に対する近親者固有の慰謝料請求権や遺贈によって取得した権利義務に関する情報は、請求者自身の個人情報でもあると考えられることから、請求権を認めるとしたものである。

4 第4号関係（未成年で死亡した自分の子に関する情報）

(1) 親権者であった者は、子が生存していれば法定代理人として条例に基づく開示請求ができる者であり、民法第820条の規定においては、子の監護をする権利を有し、義務を負う者とされている。

これらのことからも、未成年で死亡した自分の子に関する個人情報は、社会通念上、親権者自身の個人情報とみなしえるほどの情報と考えられる。

よって、親権者であった者に対し、未成年で死亡した自分の子に関する個人情報に関する請求権を認めることとしたものである。

(2) 未成年者が婚姻をしたときは、民法第753条の規定により成年に達した者とみなされるので、死亡した子が婚姻をしていた場合には、親権者であった者は、当該子の情報を本号の規定によって開示請求することはできない。

5 第5号関係（前各号以外の情報）

前各号に掲げる場合のほか、配偶者のように死者に極めて近い者からの死者の個人情報の開示請求の場合のように、社会通念上、死者の個人情報が請求者自身の個人情報とみなしえるほど密接な関係がある情報（未成年者である自分の子どもに関する情報は第4号該当）は、個別の事情によりこれらの遺族等に請求権を認めることが適当である場合も考えられる。

これらの場合、個人情報の保護の観点からそれが妥当かどうかについて客観的な判断が要求されることから、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、実施機関として判断すべきこととしている。

ホーム>税について調べる>タックスアンサー>相続税>相続と税金>No.4124 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)

No.4124 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)

[平成28年4月1日現在法令等]

1 特例の概要

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分(以下「小規模宅地等」といいます。)については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。この特例を小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例といいます。

なお、相続開始前3年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

(注)

- 1 被相続人等とは、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族をいいます(以下同じです。)。
- 2 宅地等とは、土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいいます。ただし、棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないものに限られます(以下同じです。)。

2 減額される割合等

(1) 相続の開始のあった日が「平成27年1月1日以後」の場合

平成27年1月1日以後に相続の開始のあった被相続人に係る相続税について、小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとに一定の割合を減額します。

○ 相続の開始の日が「平成27年1月1日以後」の場合

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件		限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
	貸付事業用の宅地等	②	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
		③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
		④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
	被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330m ²	80%
----------------------	--------------------	-------------------	-----

(注)

- 1 「貸付事業」とは、「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます(以下同じです。)。
- 2 「一定の法人」とは、相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族等が法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している場合におけるその法人(相続税の申告期限において清算中の法人を除きます。)をいいます。
- 3 特例の適用を選択する宅地等が以下のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

特例の適用を選択する宅地等	限度面積
特定事業用等宅地等(①又は②)及び特定居住用宅地等(⑥) (貸付事業用宅地等がない場合)	(①+②)≤400m ² ⑥≤330m ² 両方を選択する場合は、合計730m ²
貸付事業用宅地等(③、④又は⑤)及びそれ以外の宅地等(①、②又は⑥) (貸付事業用宅地等がある場合)	(①+②)×200/400+⑥×200/330+(③+④+⑤)≤200m ²

(2) 相続の開始のあった日が「平成26年12月31日まで」の場合

平成22年4月1日以後平成26年12月31日までに相続の開始のあった被相続人に係る相続税について、小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとに一定の割合を減額します。

○ 相続の開始の日が「平成26年12月31日まで」の場合

相続開始の直前における宅地等の利用区分	要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400m ² 80%
	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400m ² 80%
		③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ² 50%
	一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ² 50%
	被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ² 50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	240m ²	80%

(注) 「限度面積」については、「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」、「特定居住用宅地等」及び「貸付事業用宅地等」のうちいずれか2以上についてこの特例の適用を受けようとする場合は、次の算式を満たす面積がそれぞれの宅地等の限度面積になります。

$$A + (B \times 5/3) + (C \times 2) \leq 400\text{m}^2$$

A:「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」の面積の合計(①+②)

B:「特定居住用宅地等」の面積の合計(⑤)

C:「貸付事業用宅地等」の面積の合計(③+④+⑤)

3 特例の対象となる宅地等

この特例は、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等のいずれかに該当する宅地等であることが必要です。

(1) 特定事業用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の事業(貸付事業を除きます。以下同じです。)の用に供されていた宅地等で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをおいいます(次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)。

○ 特定事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
被相続人の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限まで引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

(2) 特定居住用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをおいします(次表の区分に応じ、それに掲げる要件に該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)。なお、その宅地等が2以上ある場合には、主としてその居住の用に供していた一の宅地等に限ります。

○ 特定居住用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者等ごとの要件
	被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	被相続人と同居していた親族	相続開始の時から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人
		①から③の全てに該当する場合で、かつ、次の④及び⑤の要件を満たす人

被相続人の居住の用に供されていた宅地等	被相続人と同居していない親族	<p>① 相続開始の時において、被相続人若しくは相続人が日本国内に住所を有していること、又は、相続人が日本国内に住所を有しない場合で日本国籍を有していること</p> <p>② 被相続人に配偶者がいないこと</p> <p>③ 被相続人に、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人)である人がいないこと</p> <p>④ 相続開始前3年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋(相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。)に居住したことがないこと</p> <p>⑤ その宅地等を相続税の申告期限まで有していること</p>
被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	被相続人と生計を一にしていった親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人

(注) 平成26年1月1日以後に相続開始があった次の場合は、特定居住用宅地等に取扱います。

① 二世帯住宅に居住していた場合

被相続人と親族が居住するいわゆる二世帯住宅の敷地の用に供されている宅地等について、二世帯住宅が構造上区分された住居であっても、区分所有建物登記がされている建物を除き、一定の要件を満たすものである場合には、その敷地全体について特例の適用ができるようになりました。

② 老人ホームなどに入居又は入所していた場合

次のような理由により、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用ができるようになりました。ただし、被相続人の居住の用に供さなくなった後に事業の用又は被相続人等以外の者の居住の用とした場合を除きます。

イ 要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が次の住居又は施設に入居又は入所していたこと

A 認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム

B 介護老人保健施設

C サービス付き高齢者向け住宅

ロ 障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設などに入所又は入居していたこと

(3) 特定同族会社事業用宅地等

相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人の事業(貸付事業を除きます。以下同じです。)の用に供されていた宅地等で、次表の要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをおられます(一定の法人の事業の用に供されている部分で、次表に掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)。

なお、一定の法人とは、相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族等が法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している場合におけるその法人(相続税の申告期限において清算中の

法人を除きます。)をいいます。

○ 特定同族会社事業用宅地等

区分	特例の適用要件	
一定の法人の事業の用に供されていた宅地等	法人役員要件	相続税の申告期限においてその法人の役員(法人税法第2条第15号に規定する役員(清算人を除きます。)をいいます。)であること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

(4) 貸付事業用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等で、次表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます(次表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。)。

○ 貸付事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限まで引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

(5) 日本郵便株式会社に貸し付けられている一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等

日本郵便株式会社に貸し付けられている郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等については、次の要件すべてを満たす場合、特定事業用宅地等に該当するものとして、この特例の適用を受けることができます。

- 1 平成19年9月30日以前から被相続人又はその相続が旧日本郵政公社との間の賃貸借契約に基づき郵便局の用に供するために貸し付けられていた一定の建物(以下「郵便局舎」といいます。)の敷地の用に供されていた宅地等であること。
- 2 平成19年10月1日から相続の開始の直前までの間ににおいて、その賃貸借契約の契約事項に一定事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき、引き続き、郵便局舎の敷地の用に貸し付けられていた宅地等であること。(貸付先は、平成19年10月1日から平成24年9月30日までの間にあっては郵便局株式会社、平成24年10月1日から相続開始の直前までの間にあっては日本郵便株式会社)
- 3 その宅地等を取得した相続人から相続の開始の日以後5年以上その郵便局舎を日本郵便株式会社が引き続き借りることにより、その宅地等を同日以後5年以上郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることについて総務大臣の証明がなされたものであること。
- 4 郵便局舎の宅地等について、既にこの特例の規定の適用を受けていないこと。(賃貸人一代限り)

4 特例を受けるための手続

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書に、この特例を受けようとする旨を記載するとともに、

小規模宅地等に係る計算の明細書や遺産分割協議書の写しなど一定の書類を添付する必要があります。

(措法69の4、措令40の2、措規23の2、措通69の4-27、郵政民営化法180)

Q1 事業的規模でない不動産貸付けの場合

Q2 農機具置き場や農作業を行うための建物の敷地に係る小規模宅地等の特例

(参考) 相続税のしくみ(平成25年度税制改正、平成26年以降施行されるもの)

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、税についての相談窓口をご覧になって、電話相談をご利用ください。

※ 下記の電話番号では、国税に関するご相談は受け付けておりません。

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表)／Copyright(c)国税庁

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

1 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは税務署にお尋ねください。
なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合 ((2)～(9)の特例等の適用を受けない場合)

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 相続時精算課税適用者がいる場合には、被相続人及び相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）

(注) ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 配偶者の税額軽減（9ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(3) 小規模宅地等の特例（14ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

⑤ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	1	住民票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）
	2	被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合（16ページの【特定居住用宅地等の要件】①の3の親族が特例の適用を受ける場合）
	2 イ	戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）
	2 ロ	相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を記する書類
	3	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（14ページの（注）3に該当する場合）
	3 イ	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）
	3 ロ	介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害者福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分（平成26年3月31日までの間は障害者程度区分）の認定を受けていたことを明らかにする書類
	3 ハ	施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類
	3 (イ)	老人福祉法第5条の第2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
	3 (ロ)	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
	3 (ハ)	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（（イ）の有料老人ホームを除きます。）
	3 (ニ)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限ります。）又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居
⑥ 特定事業用宅地等に該当する宅地等		一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦ 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等		イ 特例の対象となる法人の定款（相続開始の時に効力を有するものに限ります。） ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類（特例の対象となる法人が証明したものに限ります。）

(注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分（⑤～⑦）に応じ、それぞれ⑤～⑦に掲げる書類を提出してください。

2 ⑥の宅地等について特例の適用を受ける場合には、⑥の1に掲げる書類を提出（被相続人の配偶者が特例の適用を受ける場合は提出不要です。）するとともに、⑥の2又は3の場合に該当するときには、それぞれ⑥の2又は3に掲げる書類を提出してください。

(4) 特定計画山林の特例（17ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤ 市町村長等の認定を受けた森林經營計画書の写し
⑥ その他特例の適用要件を確認する書類

(5) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（19ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ その他特例の適用要件を確認する書類

○古賀市介護保険条例（抜粋）

(要介護認定等の情報の開示)

第15条 市は、利用者の要介護認定等の適正な運用及び適切な介護サービスに関する計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成に資するため、規則に定めるところにより、プライバシーの保護に留意し、必要な情報の開示を行うことができる。

(広報活動)

第16条 市は、その発行する広報紙への掲載その他の広報活動を通じて、市が実施する介護に関する施策に関し、市民及び事業者の協力が得られるよう努めるものとする。

○古賀市介護保険要介護認定等情報の開示に関する規則

平成12年3月31日

規則第20号

改正 平成17年4月1日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、古賀市介護保険条例(平成12年条例第7号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、市が行う要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に係る情報(以下「要介護認定等情報」という。)を開示することについて必要な事項を定めるものとする。

(開示の対象情報)

第2条 開示の請求(以下「開示請求」という。)により開示を行う要介護認定等情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票(調査実施者が特定される部分を除く。)
- (2) 主治医意見書(医師の同意があるものに限る。)
- (3) 一次及び二次判定結果

2 前項第3号の情報については、古賀市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間は、これを開示しないものとする。

(開示の請求権者)

第3条 要介護認定等情報の開示は、次の各号に掲げる者(第4号又は第5号にあっては、当該職員その他の従業者を含む。)に対し、その者からの開示請求に基づいて行うものとする。

- (1) 要介護認定等に係る被保険者本人(以下「本人」という。)
- (2) 本人と生計を同一にする者
- (3) 本人の配偶者及び三親等以内の親族
- (4) 本人と居宅介護支援又は居宅介護サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者
- (5) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設の長

(開示請求の手続)

第4条 前条の規定により開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、介護認定等情報開示請求書(様式第1号。以下「開示請求書」という。)に必要事項を記載し、かつ、本人同意欄に開示請求者との関係を証するとともに、当該情報を開示することについて同意する旨の本人の署名を受けなければならない。ただし、開示請求者が本人の

場合は、本人同意欄の記載は要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人が知的、精神及び身体の障害により署名能力がないと市長が認める場合は、開示請求者は、本人の同意を要しない。この場合において、本人の親族(要介護認定等の申請者が本人の親族であるときは、その者に限る。)による同意の署名を受けなければならない。
- 3 開示請求者は、第1項の開示請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 開示請求者は、開示請求を行うときは、自己が前条各号に掲げる者であること(前条第4号又は第5号にあっては、当該職員その他の従業者であることを含む。)の証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示)

第5条 前条第3項の規定により開示請求を受けた市長は、その場で開示ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに、当該開示請求に係る要介護認定等情報の閲覧又はその写しの交付により開示するものとする。

- 2 前項の開示には、書面により行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規程(平成17年訓令第2号)第2条第1項に定める教示を行うものとする。

(改正(平17規則第9号))

(要介護認定等情報の写しの交付に要する費用)

第6条 要介護認定等情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 この規則の規定に基づく要介護認定等情報の写しの交付を受ける場合において、当該要介護認定等情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 3 前項の規定により負担しなければならない費用は、別表に定める額とする。
- 4 前項に定める費用は、要介護認定等情報の写しの交付を受ける前までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(改正(平17規則第9号))

(特例的不開示)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、プライバシーの保護のため特に必要があると認めるときは、要介護認定等情報の開示をしないことができる。

(開示を受けた者の遵守事項)

第8条 要介護認定等情報の開示を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 開示を受けた情報に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 本人の文書による同意を得ることなく本人情報を本人以外の者に知らせ、若しくは

提供し、又は本人の親族の文書による同意を得ることなく親族情報を当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。

- (3) 情報の開示を受けた者(第3条第4号又は第5号に掲げる者に限る。)の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本人又は本市から開示により得た情報の使用方法について報告を求められたときは、いつでもこれに応じること。

2 開示請求者は、開示請求書を提出するに際しては、開示請求書に記載され誓約内容により前項各号に規定する事項の遵守を約すものとする。

(遵守事項の違反に対する措置)

第9条 市長は、要介護認定等情報の開示を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第5条の規定にかかわらず、当該開示を受けた者に対して、そのとき以降の開示請求に係る開示を行わないことができる。

(受付処理票の整理)

第10条 開示請求書の受付から開示までの処理経過については、介護情報開示処理票(様式第2号)により処理するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、要介護認定等情報の開示について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条第3項関係)

(追加(平17規則第9号))

区分	金額
文書、図書又は写真	複写機により、A3判サイズ以内に複写したもの(白黒) 片面1枚につき 10円
	複写機により、A3判サイズ以内に複写したもの(カラー) 片面1枚につき 80円
送付に要する費用	郵送料に相当する額

様式第1号(第4条第1項関係)

介護認定等情報開示請求書

年 月 日

あて先 古賀市長

私は、下記により介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する情報の開示を請求します。

なお、閲覧した認定調査票及び主治医意見書等の内容については、介護サービス計画を策定する以外の目的に使用しないこと等規則第8条各号に規定する遵守事項を守ることを誓います。

開示請求者	氏名 事業者(所)施設名称 代表者又は管理者	印	本人 (被保険者)との 関係	<input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者(所) <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> その他()
	閲覧者 (上記以外の場合)			
	住所(所在地) 電話番号			

被保険者	氏名	被保険者番号		
	生年月日	年月日	性別	男・女
	住所			
対象情報	<input type="checkbox"/> 認定審査票(概況調査・基本調査・特記事項) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 一次判定結果及び二次判定結果			

上記被保険者に係る主治医意見書を下記の関係人に提示することに同意します。

(※ 主治医意見書の同意欄に記入がない場合にのみ必要となります。)

主治医	主治医 氏名	印	医療 機関名	
	所在地			
	電話番号			

【本人同意欄】

私は、開示請求者が下記の者であることを証するとともに、市が保有する上記の情報について、開示請求者に開示することに同意します。

私と居宅介護支援又は居宅介護サービスの提供に係る契約を締結又は締結を予定している事業者

私と施設サービスの提供に係る契約を締結又は締結を予定している事業者

私の親族又は配偶者()

その他()

本人(親族)署名 _____ 印

様式第2号(第10条関係)

介護情報開示処理票

処理番号			受付年月日	処理年月日
被保険者名				
住所				電話
開示区分	開示	不開示	備考	
認定調査票				
主治医意見書				
一次判定結果・ 二次判定結果				

処理番号			受付年月日	処理年月日
被保険者名				
住所				電話
開示区分	開示	不開示	備考	
認定調査票				
主治医意見書				
一次判定結果・ 二次判定結果				

○三重県個人情報保護条例（抜粋）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに三重県（以下「県」という。）が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第十六条及び第四十八条において「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- 四 保有個人情報 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第二条第二項に規定する公文書をいう。第六条、第二十六条及び第二十八条において同じ。）に記録されているものに限る。
- 五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

（開示請求権）

第十四条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 3 死者の保有個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）に限り、実施機関に対し、開示を請求することができる。ただし、第二号に掲げる者にあっては、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する保有個人情報に限り、開示を請求することができるものとする。
 - 一 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）及び二親等内の血族
 - 二 前号に掲げる者のほか、相続人

4 何人も、この条例に基づく保有個人情報の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(開示請求の手続)

第十五条 前条第一項から第三項までの規定による請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - 二 代理人による開示請求の場合にあっては、本人の氏名及び住所
 - 三 遺族等による開示請求の場合にあっては、当該死者の氏名及び死亡時の住所
 - 四 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示請求をしようとする者は、実施機関が当該開示請求に係る保有個人情報の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十六条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
- 二 開示請求者（代理人による開示請求の場合にあっては本人をいい、遺族等による開示請求の場合にあっては当該開示請求に係る死者をいう。以下この号、次号、次条及び第二十五条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として本人（当該開示請求に係る死者を除く。）又はその遺族等が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地

方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務に関する情報。ただし、開示することにより、当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員等の氏名を除く。

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

四 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるもの

八 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報

九 遺族等による開示請求がなされた場合において、当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報

○相模原市個人情報保護条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関の地方公務員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）であって、議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外のものをいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（相模原市情報公開条例（平成 12 年相模原市条例第 39 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。
- (7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第 10 条及び第 11 条において同じ。）を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認め
て利用し、又は提供するとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、
又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したとき
は、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴
いた上で適當と認めたときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、明らかに本人の利益等に資すると認めるときは、別に定める範囲で本人
以外のものに保有個人情報を提供することができる。ただし、当該本人が反対の意思を
表示したときは、この限りでない。

○相模原市個人情報保護条例施行規則(抜粋)

(提供できる保有個人情報の範囲)

第6条 条例第9条第3項に規定する保有個人情報の範囲は、診療報酬明細書（生活保護
法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の
医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律（平成6年法律第30号）の規定による診療報酬若しくは調剤報酬の請求に係る明細
書又はこれに類すると認められる法令に基づくものをいう。）、介護給付費明細書（生
活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）の
規定による介護給付若しくは予防給付の請求に係る明細書又はこれに類すると認めら
れる法令に基づくものをいう。）、要介護認定書類（生活保護法、中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律又は介護保険法の規定による要介護認定に係るものをいう。）又は診療記録（医
師法（昭和23年法律第201号）の規定による診療録又はこれに類すると認められる患
者の診療を目的に作成した記録をいう。）に関する保有個人情報とする。

- 2 条例第9条第3項に規定する保有個人情報を提供することができる者の範囲は、次に
掲げるものとする。

- (1) 前項の診療報酬明細書、介護給付費明細書若しくは要介護認定書類に係る被保険者若しくは被保護者又は診療記録に係る患者（以下「当事者」という。）が未成年者又は成年被後見人の場合におけるその法定代理人
- (2) 当事者から前項に規定する保有個人情報の提供を受けるための実施機関に対する依頼（以下「提供依頼」という。）に関し委任を受けた弁護士
- (3) 当事者が入院療養、歩行困難等の理由により自ら提供依頼をすることができないと認められる場合における当該当事者から提供依頼に関し委任を受けた配偶者又は1親等の血族
- (4) 当事者が死亡している場合における当該当事者の配偶者又は1親等の血族（以下「遺族」という。）
- (5) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合におけるその法定代理人
- (6) 遺族から提供依頼に関し委任を受けた弁護士
- (7) 遺族が入院療養、歩行困難等の理由により自ら提供依頼をすることができないと認められる場合における当該遺族から提供依頼に関し委任を受けた当該遺族の配偶者又は1親等の血族
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する保有個人情報の提供を受けることが適当であると市長が認める者

練馬区死者の個人情報の開示等請求に係る取扱要綱

平成24年3月29日
23練総情第1479号

(目的)

第1条 練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号）第24条に規定する自己情報開示等の請求（以下「開示等請求」という。）のうち、死者の個人情報の開示等請求についての手続は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(死者の個人情報の開示等請求ができる者)

第2条 死者の個人情報は、つぎの各号に掲げる個人情報の区分に応じ、死者と密接な関係があったとみなすことができる当該各号に定める者（以下「遺族等」という。）が請求することができる。

- (1) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報 当該死者である被相続人から財産を相続した相続人
- (2) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 当該死者である被相続人から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人
- (3) 近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等の死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報 当該死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者
- (4) 死亡した時点において未成年であった親権のある子に関する情報 当該死者の親権者
- (5) 被保険者であった死者の医療保険、介護保険等に関する情報 死亡した時点において当該死者を扶養または世話をしていた親族（事実上婚姻関係にあった者を含む。以下同じ。）

(請求要件の確認等)

第3条 遺族等は、開示等請求をするに当たり、つぎの各号に定める書類等を提出し、または提示し、請求要件を満たしていることを明らかにしなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する遺族等
 - ア 開示等請求の内容が当該相続財産に係るものであること 当該事実を証明する書類
 - イ 当該死者の財産が請求者（開示等請求を行う遺族等をいう。以下同じ。）に帰属していること 不動産の登記事項証明書、契約書、遺言書（公正証書によるものまたは裁判所の検認を受けたもの。以下同じ。）、遺産分割協議書その他請求者が相続した財産であることを証明する書類
 - ウ 請求者が当該死者の相続人であること 当該死者および請求者の戸籍謄本その他請求者が当該死者の相続人であることを証明する書類
- (2) 前条第2号に規定する遺族等
 - ア 開示等請求の内容が当該損害賠償請求権等に係るものであること 当該事実を証明する書類

イ 当該死者が損害賠償請求権等を取得していたこと 示談書、和解書、裁判所の確定判決書その他死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類

ウ 請求者が当該損害賠償請求権等を相続していること 遺言書、遺産分割協議書その他請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類

エ 請求者が当該死者の相続人であること 当該死者および請求者の戸籍謄本その他請求者が当該死者の相続人であることを証明する書類

(3) 前条第3号に規定する遺族等

ア 請求内容が当該権利義務に係るものであること 当該事実を証明する書類

イ 請求者が当該権利義務を取得していたこと 示談書、和解書、裁判所の確定判決書、遺言書その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類

(4) 前条第4号に規定する遺族等

ア 請求者が当該死者の死亡した時点において親権者であったこと 戸籍謄本その他請求者が当該死者の死亡した時点における親権者であったことを証明する書類

(5) 前条第5号に規定する遺族等

ア 請求者が当該死者の死亡した時点において当該死者を扶養または世話をしていたこと 当該死者および請求者が親族であることを証明する書類ならびに当該事実を証明する書類

(確認書類の作成日)

第4条 この要綱の規定により、代理人または申出人が実施機関に提出し、または提示する書類のうち、証明書の類については、開示等請求日前30日以内に作成されたものによるものとする。ただし、当該証明する事実に異動がないことが明らかであるときは、この限りでない。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月22日24練総情第1301号)

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第925号)

平成23年2月24日

横情審答申第925号
平成23年2月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成22年5月21日戸高第376号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人に係る、高齢者日常生活用具給付決定通知書（控）、高齢者日常生活用具廃止通知書（控）、在宅サービス申込書、在宅サービス廃止届」
の個人情報開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人に係る、高齢者日常生活用具給付決定通知書（控）、高齢者日常生活用具廃止通知書（控）、在宅サービス申込書、在宅サービス廃止届」の個人情報本人開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定個人に係る、高齢者日常生活用具給付決定通知書（控）、高齢者日常生活用具廃止通知書（控）、在宅サービス申込書、在宅サービス廃止届」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月10日付で行った個人情報開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件請求については、本件個人情報は異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、申立人が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため却下としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報の対象者本人（以下「本件対象者」という。）は、平成18年特定月日に死亡している。申立人は本件対象者の長女であり、本件請求を行ったのは、本件対象者の遺産相続に関して相続人間で係争中であり、裁判所に提出するために必要であるという理由からである。
- (2) 死者の個人情報が本人開示請求として認められるのは、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報でもあると考えられる場合のみである。今回、申立人は、相続人と称して本件対象者の相続人であることを証する戸籍謄本を付して本件請求を行ったが、本件個人情報が死者である本件対象者から相続した財産に関する情報とは断定できず、申立人本人の個人情報とみなしえるほど申立人と密接な情報ではないと考えられる。したがって、本件個人情報は、申立人本人以外の第三者の情報であって、申立人本人の情報ではないことから、条例第20条に定める本人開示請求権を有するものとは認められず、却下とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件個人情報は、遺産相続係争のための資料として必要である。
- (3) 本件対象者は故人であって、申立人はその実子であり、本件対象者に代わって本件個人情報を請求しており、子供が父の生前の様子や状況を当然知る権利を有することを妨げている。
- (4) 実施機関は、相続した財産に関する情報ではないとした点について、そもそも本件個人情報は、本件対象者の生前の状況を知る情報であり、相続した財産に関するものではない。
- (5) 実施機関が、申立人本人以外の第三者の情報であるとした理由について、第三者の個人情報を請求しているのではなく、あくまで本件対象者の個人情報の請求である。第三者の部分が一部存在しているのであれば、その部分以外の請求であり、第三者の不利益や第三者の個人情報の開示を求めているものではないため、開示できないとした理由に当てはまらない。

5 審査会の判断

- (1) 高齢者日常生活用具給付に係る事務について

横浜市では、横浜市ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付・貸与事業実施要綱（昭和52年6月民老第253号。以下「要綱」という。）に基づき、在宅の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者等に対して、紙おむつ等の日常生活用具を給付又は貸与している。

本事業により用具の給付等を受けようとする者は、在宅サービス申込書を居住地所管の福祉保健センター長（以下「センター長」という。）に提出し（要綱第3条）、センター長は、用具の給付等を決定したときは、高齢者日常生活用具給付・貸与決定通知書により当該申込者に通知することとされている（要綱第5条）。また、用具の給付等を受けている者が要綱第7条第1項各号に定める要件のいずれかに該当する場合には、在宅サービス廃止届をセンター長に届け出なければならず、当該届出があった場合にセンター長は、当該用具の給付等の必要がないと認めるとときは、在宅サービス廃止通知書を当該届出者に通知することとされている（要綱第7条）。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件対象者（申立人の亡父）に係る横浜市ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付・貸与事業に関する情報のうち、在宅サービス申込書及び在宅サービス廃止届並びに高齢者日常生活用具給付決定通知書及び高齢者日常生活用具廃止通知書の控えである。

(3) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、亡くなった本件対象者の個人情報について本件対象者の子である申立人が開示を求めたものである。死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報、の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申では、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があって始めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることのないように取り扱う必要があるとしている。

イ 以上のような観点から本件について検討すると、本件個人情報は、生前の本件対象者に関する日常生活用具の給付等の有無、給付等を受けていた場合の当該給付等の内容及び期間並びに給付等の手続の内容等を示すものであって、このような情報は前記で述べた①から④までの例示に該当する情報であるとは認められず、本件個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。また、本件請求は、成年の子が亡父の情報を請求したものであり、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなしえるほど請求者と密接な関係がある情報とまではいえない。

ウ したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして却下とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

(抜粋)

医療・介護関係事業者における
個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

平成16年12月24日

平成18年4月21日改正

平成22年9月17日改正

厚生労働省

目次

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方	
1. 本ガイドラインの趣旨	1
2. 本ガイドラインの構成及び基本的考え方	1
3. 本ガイドラインの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲	1
4. 本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲	2
5. 大臣の権限行使との関係等	2
6. 医療・介護関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化	3
7. 責任体制の明確化と患者・利用者窓口の設置等	3
8. 遺族への診療情報の提供の取扱い	4
9. 個人情報が研究に活用される場合の取扱い	4
10. 遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い	4
11. 他の法令等との関係	5
12. 認定個人情報保護団体における取組	5
II 用語の定義等	
1. 個人情報（法第2条第1項）	6
2. 個人情報の匿名化	6
3. 個人情報データベース等（法第2条第2項）、個人データ（法第2条第4項）、 保有個人データ（法第2条第5項）	7
4. 本人の同意	7
5. 家族等への病状説明	8
III 医療・介護関係事業者の義務等	
1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）	9
2. 利用目的の通知等（法第18条）	13
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）	15
4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）	16
5. 個人データの第三者提供（法第23条）	21
6. 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）	28
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）	30
8. 訂正及び利用停止（法第26条、第27条）	32
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料（法第29条、第30条）	34
10. 理由の説明、苦情対応（法第28条、第31条）	37
IV ガイドラインの見直し等	
1. 必要に応じた見直し	38
2. 本ガイドラインを補完する事例集の作成・公開	38
別表1 医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけ られている記録例	39
別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的	52
別表3 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令に基づく場合）	54
別表4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等	57
別表5 医学研究分野における関連指針	61
別表6 UNESCO国際宣言等	61

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものであり、厚生労働大臣が法を執行する際の基準となるものである。

2. 本ガイドラインの構成及び基本的考え方

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。)及び国会における附帯決議において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであると指摘されており、各医療機関等における積極的な取組が求められている。

また、介護分野においても、介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、医療分野と同様に個人情報の適正な取扱いが求められる分野と考えられる。

このことを踏まえ、本ガイドラインでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、基本方針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。

具体的には、医療・介護関係事業者は、本ガイドラインの【法の規定により遵守すべき事項等】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定により厳格に遵守することが求められる。また、【その他の事項】については、法に基づく義務等ではないが、達成できるよう努めることが求められる。

3. 本ガイドラインの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲

本ガイドラインが対象としている事業者の範囲は、①病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者（以下「医療機関等」という。）、②介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、及び介護保険施設を経営する事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を経営する事業その他高齢者福祉サービス事業を行う者（以下「介護関係事業者」という。）であり、いずれについても、個人情報保護に関する他の法律や条例が適用される、国、地方公共団体、独立行政法人等が設置するものを除く。ただし、医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、これらの事業者も

本ガイドラインに十分配慮することが望ましい。

なお、検体検査、患者等や介護サービス利用者への食事の提供、施設の清掃、医療事務の業務など、医療・介護関係事業者から委託を受けた業務を遂行する事業者においては、本ガイドラインのⅢ4. に沿って適切な安全管理措置を講ずることが求められるとともに、当該委託を行う医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、本ガイドラインの趣旨を理解し、本ガイドラインに沿った対応を行う事業者を委託先として選定するとともに委託先事業者における個人情報の取扱いについて定期的に確認を行い、適切な運用が行われていることを確認する等の措置を講ずる必要がある。

また、法令上、「個人情報取扱事業者」としての義務等を負うのは医療・介護関係事業者のうち、識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者（小規模事業者）を除くものとされている。

しかし、医療・介護関係事業者は、個人情報を提供して医療・介護関係事業者からサービスを受ける患者・利用者等から、その規模等によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供が期待されていること、そのため、良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること、また、患者・利用者の立場からは、どの医療・介護関係事業者が法令上の義務を負う個人情報取扱事業者に該当するかが分かりにくいくこと等から、本ガイドラインにおいては個人情報取扱事業者としての法令上の義務等を負わない医療・介護関係事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものである。

4. 本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲

法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されている。本ガイドラインは、医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち、医療・介護関係の情報を対象とするものであり、また、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

なお、当該患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

5. 大臣の権限行使との関係等

本ガイドライン中、【法の規定により遵守すべき事項等】に記載された内容のうち、医療・介護関係事業者の義務とされている内容を個人情報取扱事業者としての義務を負う医療・介護関係事業者が遵守しない場合、厚生労働大臣は、法第34条の規定に基づき、「勧告」及び「命令」を行うことがある。また、法の適用除外とされている小規模事業者については、努力義務として本ガイドラインの遵守が求められる。

また、法第51条及び「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年12月10日政令第507号。以下「令」という。) 第11条において、法第32条から第34条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であって当該

主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告等に係る権限に属する事務の全部又は一部が、他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が法に基づく報告の徴収、助言、勧告及び命令を行うことがある。

6. 医療・介護関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化

法第3条では、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を慎重に扱うべきことが指摘されている。

医療・介護関係事業者は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）及び個人情報の取扱いに関する明確かつ適正な規則を策定し、それらを対外的に公表することが求められる。また、患者等から当該本人の個人情報がどのように取り扱われているか等について知りたいという求めがあった場合は、当該規則に基づき、迅速に情報提供を行う等必要な措置を行うものとする。

個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の内容としては、医療・介護関係事業者が個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと及び関係法令及び本ガイドライン等を遵守すること等、個人情報の取扱いに関する規則においては、個人情報に係る安全管理措置の概要、本人等からの開示等の手続、第三者提供の取扱い、苦情への対応等について具体的に定めることが考えられる。

なお、利用目的等を広く公表することについては、以下のような趣旨があることに留意すべきである。

- ①医療・介護関係事業者で個人情報が利用される意義について患者・利用者等の理解を得ること。
- ②医療・介護関係事業者において、法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を対外的に明らかにすること。

7. 責任体制の明確化と患者・利用者窓口の設置等

医療・介護関係事業者は、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要がある。このため、個人情報の取扱いに関し、専門性と指導性を有し、事業者の全体を統括する組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施できる体制を構築するものとする。

また、患者・利用者等に対しては、受付時、利用開始時に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行う必要があるが、加えて、患者・利用者等が疑問に感じた内容を、いつでも、気軽に問い合わせできる窓口機能等を確保することが重要である。また、患者・利用者等の相談は、医療・介護サービスの内容とも関連している場合が多いことから、個人情報の取扱いに関し患者・利用者等からの相談や苦情への対応等を行う窓口機能等を整備するとともに、その窓口がサービスの提供に関する相談機能とも有機的に連携した対応が行える体制とするなど、患者・利用者等の立場に立った対応を行いう必要がある。

なお、個人情報の利用目的の説明や窓口機能等の整備、開示の求めを受け付ける方法

を定める場合等に当たっては、障害のある患者・利用者等にも配慮する必要がある。

8. 遺族への診療情報の提供の取扱い

法は、OECD 8原則の趣旨を踏まえ、生存する個人の情報を適用対象とし、個人情報の目的外利用や第三者提供に当たっては本人の同意を得ることを原則としており、死者の情報は原則として個人情報とならないことから、法及び本ガイドラインの対象とはならない。しかし、患者・利用者が死亡した際に、遺族から診療経過、診療情報や介護関係の諸記録について照会が行われた場合、医療・介護関係事業者は、患者・利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、特段の配慮が求められる。このため、患者・利用者が死亡した際の遺族に対する診療情報の提供については、「診療情報の提供等に関する指針」（「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日医政発第 0912001 号））の 9において定められている取扱いに従って、医療・介護関係事業者は、同指針の規定により遺族に対して診療情報・介護関係の記録の提供を行うものとする。

9. 個人情報が研究に活用される場合の取扱い

近年の科学技術の高度化に伴い、研究において個人の診療情報等や要介護認定情報等を利用する場合が増加しているほか、患者・利用者への診療や介護と平行して研究が進められる場合もある。

法第 50 条第 1 項においては、憲法上の基本的人権である「学問の自由」の保障への配慮から、大学その他の学術研究を目的とする機関等が、学術研究の用に供する目的をその全部又は一部として個人情報を取り扱う場合については、法による義務等の規定は適用しないこととされている。従って、この場合には法の運用指針としての本ガイドラインは適用されるものではないが、これらの場合においても、法第 50 条第 3 項により、当該機関等は、自主的に個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることが求められており、これに当たっては、医学研究分野の関連指針（別表 5 参照）とともに本ガイドラインの内容についても留意することが期待される。

なお、治験及び市販後臨床試験における個人情報の取扱いについては、本ガイドラインのほか、薬事法及び関係法令（「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 28 号）等）の規定や、関係団体等が定める指針に従うものとする。また、医療機関等が企業から研究を受託して又は共同で実施する場合における個人情報の取扱いについては、本ガイドラインのほか、別表 5 に掲げる指針や、関係団体等が定める指針に従うものとする。

10. 遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い

遺伝学的検査等により得られた遺伝情報については、本人の遺伝子・染色体の変化に基づく体質、疾病の発症等に関する情報が含まれるほか、その血縁者に関わる情報でもあり、その情報は生涯変化しないものであることから、これが漏えいした場合には、本人及び血縁者が被る被害及び苦痛は大きなものとなるおそれがある。したがって、遺伝学的検査等により得られた遺伝情報の取扱いについては、UNESCO 国際宣言等（別表

6参照)、別表5に掲げる指針及び関係団体等が定める指針を参考とし、特に留意する必要がある。

また、検査の実施に同意している場合においても、その検査結果が示す意味を正確に理解することが困難であったり、疾病の将来予測性に対してどのように対処すればよいかなど、本人及び家族等が大きな不安を持つ場合が多い。したがって、医療機関等が、遺伝学的検査を行う場合には、臨床遺伝学の専門的知識を持つ者により、遺伝カウンセリングを実施するなど、本人及び家族等の心理社会的支援を行う必要がある。

11. 他の法令等との関係

医療・介護関係事業者は、個人情報の取扱いにあたり、法、基本方針及び本ガイドラインに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等（刑法、関係資格法、介護保険法等）の規定を遵守しなければならない。

また、病院等の管理者の監督義務（医療法第15条）や業務委託（医療法第15条の2等）に係る規定、介護関係事業者における個人情報保護に係る規定等を遵守しなければならない。

また、医療分野については、すでに「診療情報の提供等に関する指針」が定められている。これは、インフォームド・コンセントの理念等を踏まえ、医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的としており、この目的のため、患者等からの求めにより個人情報である診療情報を開示する場合は、同指針の内容に従うものとする。

12. 認定個人情報保護団体における取組

法第37条においては、個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする業務を行う法人等は主務大臣の認定を受けて認定個人情報保護団体となることができることとされている。認定個人情報保護団体となる医療・介護関係の団体等は、傘下の医療・介護関係事業者を対象に、個人情報保護に係る普及・啓発を推進するほか、法の趣旨に沿った指針等を自主的なルールとして定めたり、個人情報の取扱いに関する患者・利用者等のための相談窓口を開設するなど、積極的な取組を行うことが期待されている。

診療情報の提供等に関する指針

1 本指針の目的・位置付け

- 本指針は、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者及び医療機関の管理者(以下「医療従事者等」という。)の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図るものであり、医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とするものである。
- 本指針は、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできると考えられるかを示すものであり、医療従事者等が、本指針に則って積極的に診療情報を提供することを促進するものである。

2 定義

- 「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。
- 「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- 「診療情報の提供」とは、(1)口頭による説明、(2)説明文書の交付、(3)診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- 「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を開覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

3 診療情報の提供に関する一般原則

- 医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない。
- 診療情報の提供は、(1)口頭による説明、(2)説明文書の交付、(3)診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行われなければならない。

4 医療従事者の守秘義務

- 医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないと留意しなければならない。

5 診療記録の正確性の確保

- 医療従事者等は、適正な医療を提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 診療記録の訂正は、訂正した者、内容、日時等が分かるように行われなければならない。
- 診療記録の字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならない。

6 診療中の診療情報の提供

- 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。
 - (1) 現在の症状及び診断病名
 - (2) 予後
 - (3) 処置及び治療の方針

- (4) 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
 - (5) 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)
 - (6) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要(執刀者及び助手の氏名を含む。)、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
 - (7) 治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。
 - 患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対してなされなければならない。

7 診療記録の開示

(1) 診療記録の開示に関する原則

- 医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。
- 診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(2) 診療記録の開示を求め得る者

- 診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができるものとする。
 - (1) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
 - (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
 - (3) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
 - (4) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

(3) 診療記録の開示に関する手続

- 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。
 - (1) 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。
 - (2) 申立人は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明する。
 - (3) 医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することができる。
なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。

(4) 診療記録の開示に要する費用

- 医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。

8 診療情報の提供を拒み得る場合

- 医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。
 - (1) 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
 - (2) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

<(1)に該当することが想定され得る事例>

 - ・ 患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれ

がある場合

<(2)に該当することが想定され得る事例>

- ・ 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

※ 個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

- 医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立人に対して文書によりその理由を示さなければならない。また、苦情処理の体制についても併せて説明しなければならない。

9 遺族に対する診療情報の提供

- 医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、3、7の(1)、(3)及び(4)並びに8の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である。

10 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

- 医療従事者は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報の提供を求めることができる。
- 診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

11 診療情報の提供に関する苦情処理

- 医療機関の管理者は、診療情報の提供に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 医療機関の管理者は、都道府県等が設置する医療安全支援センターや医師会が設置する苦情処理機関などの患者・家族からの相談に対応する相談窓口を活用するほか、当該医療機関においても診療情報の提供に関する苦情処理の体制の整備に努めなければならない。

12 診療情報の提供に関する規程の整備

- 医療機関の管理者は、診療記録の開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図らなければならない。